

『城東老人ホームに働く者の憲章』

私たちは、この憲章を城東老人ホームに関わるすべての利用者（以下、利用者）に対する日常不断の課題として実践していきます。

私たち城東老人ホームで働く者は、利用者と力を合わせ、憲法で保障された生存権や幸福に生きる権利を追及するとともに、「この施設を利用して良かった」と信頼される施設づくりをめざして日々の生活援助を充実・発展させます。同時にすべての高齢者が、人としての尊厳が守られ、安心して生活ができる社会保障・社会福祉制度の確立や平和で福祉ゆたかな地域社会をつくるため、関係する団体や多くの人々と力を合わせてその実現に努めます。

- 1. 私たちは、利用者との対話を大切にし、利用者が生きがいをもち主体的に生きることを援助します。**
利用者の趣味や経験・能力が生活にいかされるようにします。社会的・文化的な活動への参加の援助に努めるとともに、利用者からの願いや要求を受けとめて、その願いに積極的に応えていきます。
- 2. 私たちは、利用者が安全で安心して生活が送れるように、清潔で快適な住環境の整備と、プライバシーを守ることに努めます。**
限られた設備基準のなかでも、利用者の人権が守られるように十分に配慮するとともに、さらに潤いとゆとりある生活をめざして、設備や職員配置基準の改善のための取り組みを積極的に進めます。
- 3. 私たちは、利用者がいつまでも健康な生活が送れるように、食生活の充実と、健康を守る取り組みを一層、進めます。**
利用者の嗜好を取り入れた「安全で美味しい食事」をめざして取り組みます。また、リハビリの充実や医療機関との連携を強化し、利用者個々に応じた専門的でゆきとどいたケアが受けられるように努めます。
- 4. 私たちは、利用者に対して、いつでも、より親切で優しく丁寧な対応に心がけるとともに職員としての専門性を追求し、質の高い援助実践をめざします。**
日々研鑽を積み、職員個々の力量を高めるとともに、科学的な生活援助のあり方を常に追及します。また、職員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりに努めます。
- 5. 私たちは、利用者、家族、住民との協力関係をさらに強め、より信頼される民主的で安定した施設運営をめざします。**